

令和4年度 定員を超過する北野こどもの家の運営について

1. 令和4年度入所申請状況

北野こどもの家（学童保育所）の令和4年度入所申請状況は、下記のとおり、定員 200 人に対し 265 人となり、定員を超過しています。

また、野洲市こどもの家管理運営規則第4条第2号に基づく最大受入可能数（定員の 1.15 倍）も 35 人超過します。

【令和4年度入所一斉申請終了時点】

北野こどもの家					
定員 (A)	申請者数 (B)		(A) - (B)	最大受入可能数 (定員×1.15) (C)	残枠 (C) - (B)
200	265		▲65	230	▲35
	通年保育	季節保育			
	226	39			

※通年保育は年間通して利用でき、季節保育は春・夏・冬季の学校休業期間とその前後の給食がない日を利用できる。

2. 定員超過への対応について

北野こどもの家については、昨年の春季（4月）季節保育と夏季季節保育で定員を超過したため、北野小学校の音楽室を臨時に借用して保育室を確保した経過があります。

今回、次年度から当面、現行の定員を超過する見込みとなったことから、校舎の構造や学校運営への影響を基準に、当該音楽室等の通年利用の可能性を学校の協力を得て検証したところ、総合的に支障がないものと判断しました。このため、令和4年度以降の北野こどもの家については、通年利用時の放課後及び季節利用時ともに音楽室（第1・第2）を使用した保育を行います。

なお、今回の方法を採用したことにより、新築等する場合よりコストや時間を大幅に縮減できることとなりました。

また、「『新・放課後子ども総合プラン』の一層の推進について」（文部科学省および厚生労働省 令和2年3月31日発出）の中で、「学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、（略）余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等の積極的な活用を一層促進すること」と示されており、これにも準拠した対応となっています。

3. 北野小学校音楽室の利用にあたり

- ・野洲市立学校施設利用規則に従い、学校施設利用許可申請の手続きを行います。
- ・利用期間中による電気代、上下水道料については、教育委員会（学校教育課）と調整します。
- ・利用にかかる具体・詳細な事項については、学校と調整します。